

骨髄バンク利用に関わる患者負担金への医療保険適用に関して 意見書提出を求める請願

1. 請願の趣旨

骨髄バンクを介して骨髄移植を受けるときに患者が負担している患者確認検査料、コーディネート開始料、ドナー確認検査料、ドナー確認検査手数料、最終同意等調整料、および骨髄提供調整料に医療保険が適用される旨の意見書を国に提出されますよう請願いたします。

2. 請願の理由

骨髄移植は、白血病などの難治性疾患に対する根治的治療法として不可欠なものとなっています。骨髄バンク事業の進展に伴い、昨年度は760例の非血縁者間骨髄移植が実施され、本年8月1日には、累計で5,000例に到達するなど着実な成果を挙げております。

茨城県ではこれまで約3,000名がドナーとして登録され、現在50名の患者さんが骨髄移植を希望し、ドナーが現れるのを待っています。また3病院が認定病院として骨髄バンクより認定され、これまで90件の移植が行われてきました。(2003年6月末現在)

しかしながらこうした実績を重ねる一方で、骨髄バンクを介して骨髄移植を受けるときに負担となる患者確認検査料、コーディネート開始料、骨髄移植にとって不可欠なドナー候補者のドナー確認検査料・検査手数料や最終同意等調整料、ドナーに対する骨髄採取後の骨髄提供調整料は約60万円の患者負担金として発生し(海外からの骨髄提供を得た場合は、骨髄採取料などが全額自己負担となるため300~500万円が必要)、患者とその家族は過重な経済的負担を負わされております。

そこでこのような患者の経済的負担を解消し、患者ならびにご家族が闘病に専念できる環境を整えるために、来春に行われる診療報酬改定の見直し時期を迎え、私たちは国に対して下記事項の実現を要望していますが、貴議会におかれましてはこの趣旨にご賛同いただきたく、本請願に至ったものであります。

平成15年 9月 8日

請願者

茨城県鹿島郡旭村造谷605 くるみ屋内
骨髄バンクを支援するいばらきの会
会長 牛島 英二

茨城県議会議長 潮田 龍雄 殿